

ご家族ぐるみで交通事故に備えましょう

町民交通傷害保険

(市民交通傷害保険)

交通事故の補償は町民の総力でという
皆さまの声からこの町民交通傷害保険
が成り立っています。

おひとり1口につき480円の保険料で
2口まで加入できます。

継続手続きを忘れずに!
この保険は1年契約です。
契約の期限に十分注意し、
忘れずに契約継続手続きを
済ませましょう。

こんな事故のとき保険金をお支払いします。

被保険者(保険の対象となる方)が、日本国内において次の①から③までのいずれかに該当する交通事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。

- ①搭乗している車両の衝突、つい落、転覆、火災、爆発等
- ②搭乗している車両からの転落
- ③車両に搭乗していない場合における運行中の車両との衝突、接触等。ただし、被保険者が船舶(ヨット、モーターボート、ボートを含みます。)または航空機に搭乗している間を除きます。

※この保険は、健康保険、政府労災保険、加害者からの賠償の有無等とは関係なくお支払いします。

車にはねられてケガ

保険金のお支払方法等
重要な事項は、次ページ以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

自転車で転倒してケガ

バイクが転倒してケガ



保険契約者

壮瞥町

保険期間

2019年4月1日午前0時から
2020年3月31日午後12時まで

受付開始

2019年3月1日から

お申込み窓口

壮瞥町役場

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み：この商品は、市民交通傷害保険普通保険約款によります。
- 保険契約者：壮瞥町
- 保険期間：2019年4月1日午前0時から2020年3月31日午後12時までの1年間となります。
- 引受条件（保険料、保険料払込方法等）
 - 加入対象者：壮瞥町に住んでいる方が、ご加入いただけます。
この保険契約における保険金額は、加入口数1口あたり100万円です。1人2口までにかぎります。
同一の被保険者につき、2口を超える加入口数については無効（2口を超える加入口数についてすべての効力が、契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。）になります。
 - 被保険者：加入申込書の「被保険者氏名欄」に記入されている方となります。
 - お手続方法：窓口（壮瞥町役場）に、加入申込書と保険料をご持参ください。
 - 保険料：1口につき1名あたり480円（1年分）です。
 - 中途加入：保険期間の中途でご加入される場合の保険料は月割40円です。お手続方法は上記同様です。
 - 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の壮瞥町役場にご連絡ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内において次の①から③までのいずれかに該当する交通事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。

- ①搭乗している車両の衝突、つい落、転覆、火災、爆発等
- ②搭乗している車両からの転落
- ③車両に搭乗していない場合における運行中の車両との衝突、接触等。ただし、被保険者が船舶（ヨット、モーターボート、ボートを含みます。）または航空機に搭乗している間を除きます。

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>(1)事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、保険金額の全額（1口につき100万円）をお支払いします。ただし、すでに医療保険金のお支払いがある場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <p>(2)事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に下記の重度後遺障害が生じた場合、保険金額の全額（1口につき100万円）をお支払いします。すでに医療保険金のお支払いがある場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <p>※重度後遺障害とは次のような場合をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none">①1眼または両眼が失明した場合②両耳の聴力を全く失った場合③咀（そ）しゃくまたは言語の機能を全く廃した場合④1腕（手関節以上をいいます。）もしくは両腕、または1脚（足関節以上をいいます。）もしくは両脚を失った場合 (注)「以上」とは、その関節より心臓に近い部分をいいます。⑤その他身体の著しい障害により終身常に介護を要する場合 <p>(3)事故によりケガをされ、医師の治療を受けた場合は、その治療期間に対し、次の区分による金額を医療保険金として被保険者にお支払いします。</p> <p>(加入口数1口につき)</p> <p>治療期間6か月以上の傷害を被った場合……………12万円 治療期間5か月以上6か月未満の傷害を被った場合……………9万円 治療期間4か月以上5か月未満の傷害を被った場合……………7万円 治療期間3か月以上4か月未満の傷害を被った場合……………5万円 治療期間2か月以上3か月未満の傷害を被った場合……………3万円 治療期間1か月以上2か月未満の傷害を被った場合……………2万円 治療期間1週間以上1か月未満の傷害を被った場合……………1万円 治療期間1週間未満の傷害を被った場合……………5千円</p> <p>(注)医療保険金の支払いを受けられる期間中にさらに医療保険金の支払いを受けられるケガをされた場合は、最初の事故の発生の日からすべてのケガがおなった日までの治療期間に対して医療保険金をお支払いします。</p> <p>※死亡保険金、後遺障害保険金、医療保険金は、重複してお支払いします。ただし、保険期間を通じて100万円（1口につき）が限度となります。</p>	<p>①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わるのはその者が受け取るべき金額にかぎります。</p> <p>③被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故</p> <p>⑤被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失</p> <p>⑥被保険者の妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑦被保険者に対する外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑧戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等による事故</p> <p>⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑩頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの</p> <p>⑪競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含みます。）、訓練（自動車または原動機付自転車の運転資格を取得するための訓練を除きます。）または試運転（性能試験を目的とする運転をいいます。）のため車両に搭乗している間に被った傷害（これらに準ずる方法・態様により車両に搭乗している間を含みます。）など</p> <p>（※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。</p> <p>（※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p> <p>※歩行中の転倒事故によるケガは、補償されません。</p>

用語のご説明

用語	用語の定義
運行中	車両が通常の目的に従って使用されている間をいいます。
車両	次の①または②に掲げるものをいいます。 ①自動車(スノーモービルを含みます)、原動機付自転車、自転車、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、身体障がい者用車いす、乳母車、ベビーカー、歩行補助車(原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものにかぎります)、そりおよびトロリーバス。ただし、作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等でもっぱら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪車以上の幼児用車両、遊戸用のそり、スケートボード、キックボード(原動機を用いるものを含みます)等は除きます。 ②汽車、電車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いすゞリフトおよび気動車。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等でもっぱら遊戸施設として使用されるもの、ロープトゥ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
搭乗	車両の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます)に搭乗することをいい、極めて異常かつ危険な方法で搭乗している間を除きます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- 被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
- (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
- <告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。
- ★他の保険契約等(※)の加入状況
(※)「他の保険契約等」とは、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- ◆口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- ◆告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

3. ご加入後における留意事項

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく町役場の窓口までご通知ください。
<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>
被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります)を解除することを求めるすることができます。お手続き方法等につきましては、町役場の窓口までお問い合わせください。
- <重大事由による解除等>
保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- <他の身体障害または疾病の影響>
●すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の2019年4月1日午前0時に始まります。

* 中途加入の場合は、申込日の加入受付時が保険の始期となります。

保険期間が始まった後であっても、町役場の窓口に保険料をお支払いされる前に生じた事故に対しては保険金はお支払いできません。

5. 事故が起きた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに町役場の窓口までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 事故にあわれたら軽いケガでもおそらくしないで、必ず警察へ事故の届けをし、自動車安全運転センターまたは交通機関の責任者が発行する交通事故証明書の申請手続きを行ってください。
- 町役場の窓口で保険金請求の手続きをしてください。保険金請求書用紙をお渡しますので、その請求書に必要事項を記載していただき、次の書類と一緒に町役場の窓口に提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
①保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、被保険者カード、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、交通事故証明書 など
③傷害の程度等が確認できる書類	死亡診断書(写)、死体検査書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写) など
④公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など

(注1)事故の内容またはケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

■前記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払います。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することができます。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

■ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、町役場の窓口にご連絡ください。なお、脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間（保険期間のうちまだ過ぎていない期間）の保険料を返れいする場合があります。

（注）ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分はその効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合は、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。

○損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（<https://www.sjnk.co.jp/>）をご覧くださいか、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客様に安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客様のご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客様のご意向に沿っているかをご確認ください。

補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
保険金額
保険期間
保険料、保険料払込方法
満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。

パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

3. お客様にとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されておりますので必ずご確認ください。

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

引受保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 南北海道支店 室蘭支社

〒051-0022

室蘭市海岸町1-58-5 海陸ビル3階

TEL0143-22-1377 FAX0143-22-5910

（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

■指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行なうことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター [ナビダイヤル] 0570-022808 <通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで

（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡しております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（<https://www.sjnk.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっています）。公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

■被保険者カードは大切に保管してください。